

令和7年度埼玉県介護認定審査会委員現任研修

模擬判定結果と審査判定の留意点

埼玉県福祉部地域包括ケア課

※研修資料コピー・二次利用は固くお断りさせていただきます。

模擬判定の目的

要介護認定は全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要である。要介護認定の平準化を目的として、共通事例で模擬判定を行い検証する。

参加合議体数

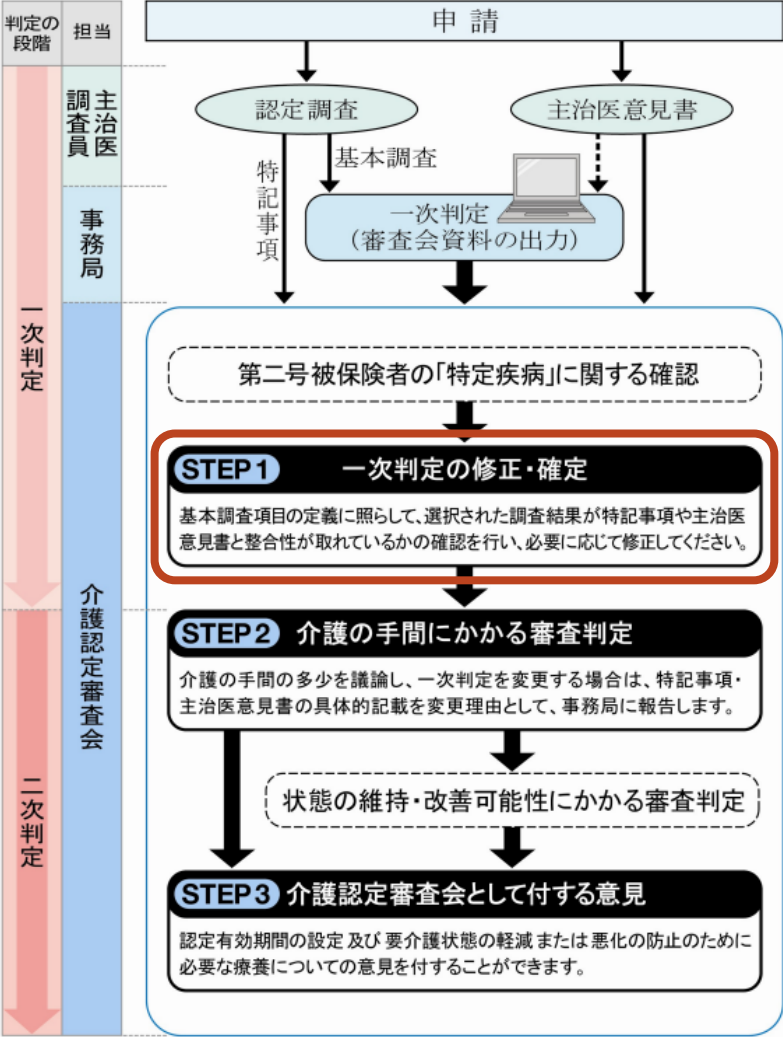


御協力いただき
ありがとうございました

00 模擬判定の目的

01 模擬判定の結果

02 模擬判定の考察

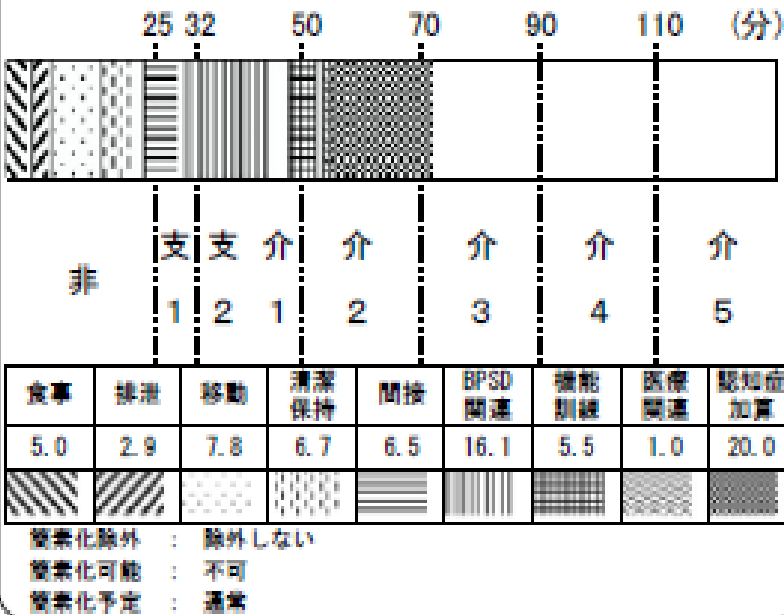


1 一次判定等

(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



警告コード : 04, 46

令和7年度埼玉県介護認定審査会委員現任研修

取扱注意
介護認定審査会資料
合議体番号: 000001 No. 1
被保険者区分: 第1号被保険者
申請区分: 更新申請
年齢: 83歳 性別: 女
前回要介護度: 要支援2
家族状況: 同居(その他)
現在の状況: 居宅(施設利用なし)
前回認定有効期間: 12月間

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)
一次判定結果: 要支援2
要介護認定等基準時間: 33.0分

2 認定調査項目

調査項目	調査結果	前回結果
第1群 身体機能・起居動作		
1. 両肩(右・左上肢)		
2. 両腕(右・左下肢)		
3. 両手(右・左)		
4. 両足(右・左)		
5. 両足指(右・左)		
6. 両足指(右・左)		
7. 両足指(右・左)		
8. 両足指(右・左)		
9. 両足指(右・左)		
10. 両足指(右・左)		
11. 両足指(右・左)		
12. 両足指(右・左)		
13. 両足指(右・左)		
第2群 身体機能・起居動作		
1. 両肩(右・左)		
2. 両腕(右・左)		
3. 両手(右・左)		
4. 両足(右・左)		
5. 両足指(右・左)		
6. 両足指(右・左)		
7. 両足指(右・左)		
8. 両足指(右・左)		
9. 両足指(右・左)		
10. 両足指(右・左)		
11. 両足指(右・左)		
12. 両足指(右・左)		
13. 両足指(右・左)		
第3群 認知機能		
1. 意思の伝達		
2. 毎日の日課を理解		
3. 生年月日をいう		
4. 短期記憶		
5. 自分の名前をいう		
6. 今の季節を理解		
7. 場所の理解		
8. 歩行		
9. 外出して戻れない		
10. 外出して戻れない		
11. 外出して戻れない		
12. 外出して戻れない		

3 中間評価項目得点

第1群	第2群	第3群	第4群	第5群
85.9	99.3	100.0	89.0	39.2

01 事例 模擬判定結果 ～85歳 男性 更新申請～

取扱注意
介護認定審査会資料
合議体番号: 000001 No. 1
被保険者区分: 第1号被保険者
申請区分: 更新申請
年齢: 87歳 性別: 女
前回要介護度: 要支援2
家族状況: 同居(その他)
現在の状況: 居宅(施設利用なし)
前回認定有効期間: 12月間

1 一次判定等
(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)
一次判定結果: 要支援2
要介護認定等基準時間: 33.0分

2 認定調査項目

調査項目	調査結果	前回結果
第1群 身体機能・起居動作		
1. 両肩(右・左)		
2. 両腕(右・左)		
3. 両手(右・左)		
4. 両足(右・左)		
5. 両足指(右・左)		
6. 両足指(右・左)		
7. 両足指(右・左)		
8. 両足指(右・左)		
9. 両足指(右・左)		
10. 両足指(右・左)		
11. 両足指(右・左)		
12. 両足指(右・左)		
13. 両足指(右・左)		
第2群 身体機能・起居動作		
1. 両肩(右・左)		
2. 両腕(右・左)		
3. 両手(右・左)		
4. 両足(右・左)		
5. 両足指(右・左)		
6. 両足指(右・左)		
7. 両足指(右・左)		
8. 両足指(右・左)		
9. 両足指(右・左)		
10. 両足指(右・左)		
11. 両足指(右・左)		
12. 両足指(右・左)		
13. 両足指(右・左)		
第3群 認知機能		
1. 意思の伝達		
2. 毎日の日課を理解		
3. 生年月日をいう		
4. 短期記憶		
5. 自分の名前をいう		
6. 今の季節を理解		
7. 場所の理解		
8. 歩行		
9. 外出して戻れない		
10. 外出して戻れない		
11. 外出して戻れない		
12. 外出して戻れない		

3 中間評価項目得点

第1群	第2群	第3群	第4群	第5群
85.9	99.3	100.0	89.0	39.2

事例

85歳 男性 更新申請

前回要介護度

要介護2

一次判定結果

要介護3(71.5分)

● 傷病等

アルコール性認知症

● 概況

兄の死を契機にアルコール摂取量が増え、妻に暴力、暴言が増えた。
平成17年4月精神科病院に入院。在宅復帰が検討されたが、アルコール摂取による再発が懸念され同年8月現施設に入所。

普段は穏やかに過ごしているが、突発的に烈火のごとく怒り出して大声を上げたり物を投げる行為がある。ただ、記憶障害も顕著であるため、職員が対応すると怒りの原因を忘れてすぐに穏やかになる。
更新申請。引き続き入所を希望している。

事例

85歳 男性 更新申請

前回要介護度

要介護2

一次判定結果

要介護3(71.5分)

● 主治医意見書

(1) 日常生活の自立度等について

- ・障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) ☐自立 ☐J1 ☐J2 ☐A1 ☒A2 ☐B1 ☐B2 ☐C1 ☐C2
- ・認知症高齢者の日常生活自立度 ☐自立 ☐I ☐IIa ☐IIb ☒IIIa ☐IIIb ☐IV ☐M

(2) 認知症の中核症状(認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)

- ・短期記憶 ☐問題なし ☒問題あり
- ・日常の意思決定を行うための認知能力 ☐自立 ☒いくらか困難 ☐見守りが必要 ☐判断できない
- ・自分の意思の伝達能力 ☐伝えられる ☒いくらか困難 ☐具体的要求に限られる ☐伝えられない

(3) 認知症の周辺症状(該当する項目全てチェック:認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む)

- ☐無 ☒有 ☒幻視・幻聴 ☐妄想 ☐昼夜逆転 ☒暴言 ☒暴行 ☐介護への抵抗 ☐徘徊
- ☐火の不始末 ☐不潔行為 ☐異食行動 ☐性的問題行動 ☐その他()

(4) その他の精神・神経症状

- ☐無 ☒有〔症状名: 失見当識、性格の先鋭化〕 専門医受診の有無 ☒有(精神科) ☐無

事例

85歳 男性 更新申請

前回要介護度

要介護2

一次判定結果

要介護3(71.5分)

● 主治医意見書

(5)身体の状態

利き腕 (■右 □左) 身長=170cm体重= 50kg(過去6ヶ月の体重の変化 □ 増加 ■ 維持 □減少)

□四肢欠損 (部位:_____)

□麻痺 □右上肢(程度:□軽 □中 □重) □左上肢(程度:□軽 □中 □重)

□右下肢(程度:□軽 □中 □重) □左下肢(程度:□軽 □中 □重)

□その他(部位:_____ (程度:□軽 □中 □重)

□筋力の低下 (部位:_____ (程度:□軽 □中 □重)

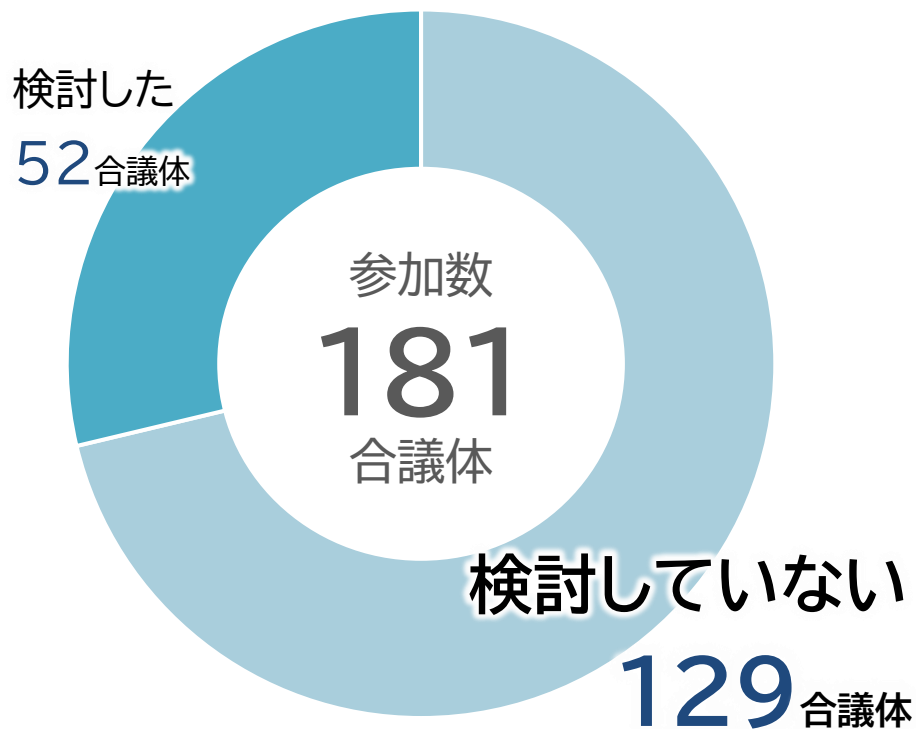
□関節の拘縮 (部位:_____ (程度:□軽 □中 □重)

□関節の痛み (部位:_____ (程度:□軽 □中 □重)

□失調・不随意運動・上肢 □右 □左 ・下肢 □右 □左 ・体幹 □右 □左

□褥瘡 (部位:_____ 程度:□軽 □中 □重)

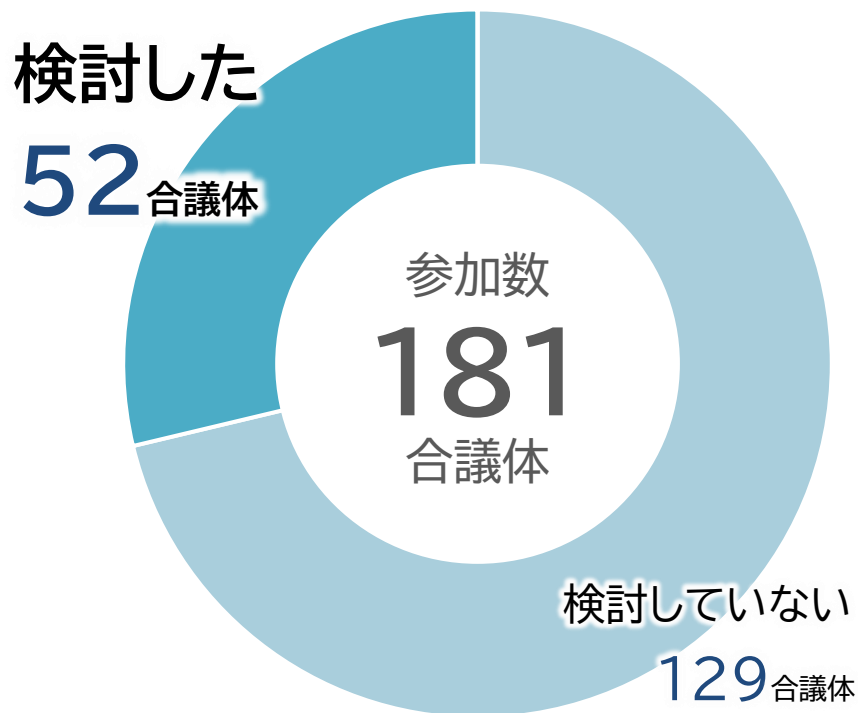
□その他の皮膚疾患(部位:_____ 程度:□軽 □中 □重)



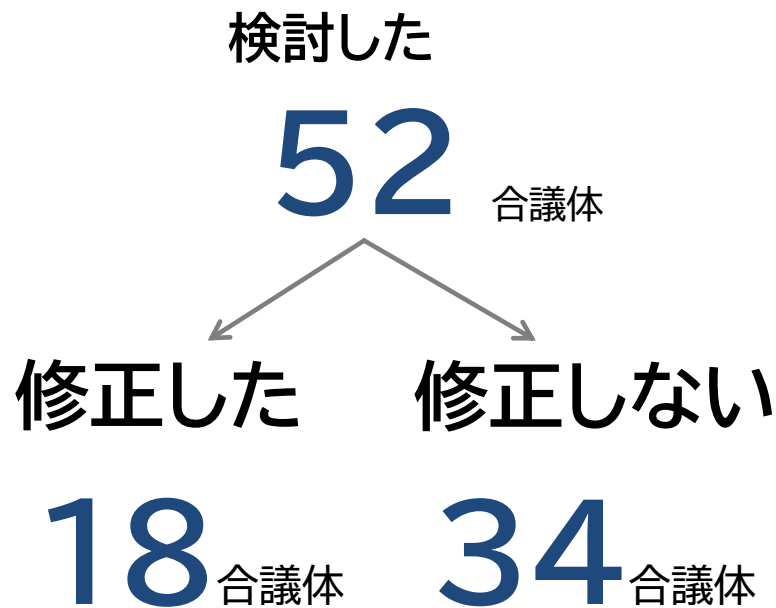
一次判定の修正・確定

検討していない

129 合議体



一次判定の修正・確定



検討の結果項目を修正しなかった理由

34合議体

1-3 寝返り 1-4 起き上り	・どういう状況で動作確認をしたのか、詳細が分からないため判断根拠が弱い。
1-5 座位保持	・1-9との内容に差異があるように感じたが、その他特記事項を鑑み、修正なしとした。 ・寄りかかっているからと言って「支えが必要」とは限らない。習慣的な可能性もある。 ・日頃背もたれなく、10分以上の座位保持が保てるのかの判断ができないため修正せず。
2-2 移動	・職員による声かけや見守りはあるが、移動の介助までは行われていないため修正なし。
2-9 整髪	・1-1麻痺、1-2拘縮は「ない」ため、自身で拭けると思うが、推測に過ぎないため修正なし。
2-10,11 上衣、ズボン等の着脱	・着替える順番ごとに渡していれば「見守り」になるが、そこまでの記載がないため修正なし。 ・アルコール性認知症の暴力面で関わらないと思ったが介護の時間は確認できないため。
3-4 短期記憶	・主治医意見書からも「短期記憶問題あり」と確認できたため修正なし。
4-7 介護に抵抗	・感情的なため、4-7も該当する可能性はあるが、特記に記載がないため変更なし。
4-14 自分勝手に行動	・物をとって投げる行動があるも、状況に合致していないとは言えない。
5-4 集団への不適応	・4-3の状況から、集団に適応し穏やかに過ごしているとは思えないが修正する根拠はない。
7-2 認知症高齢者の 日常生活自立度	・アルコール性認知症の診断だが年齢による認知症状がでてしていると判断し選択どおり。

検討の結果修正した項目

18合議体

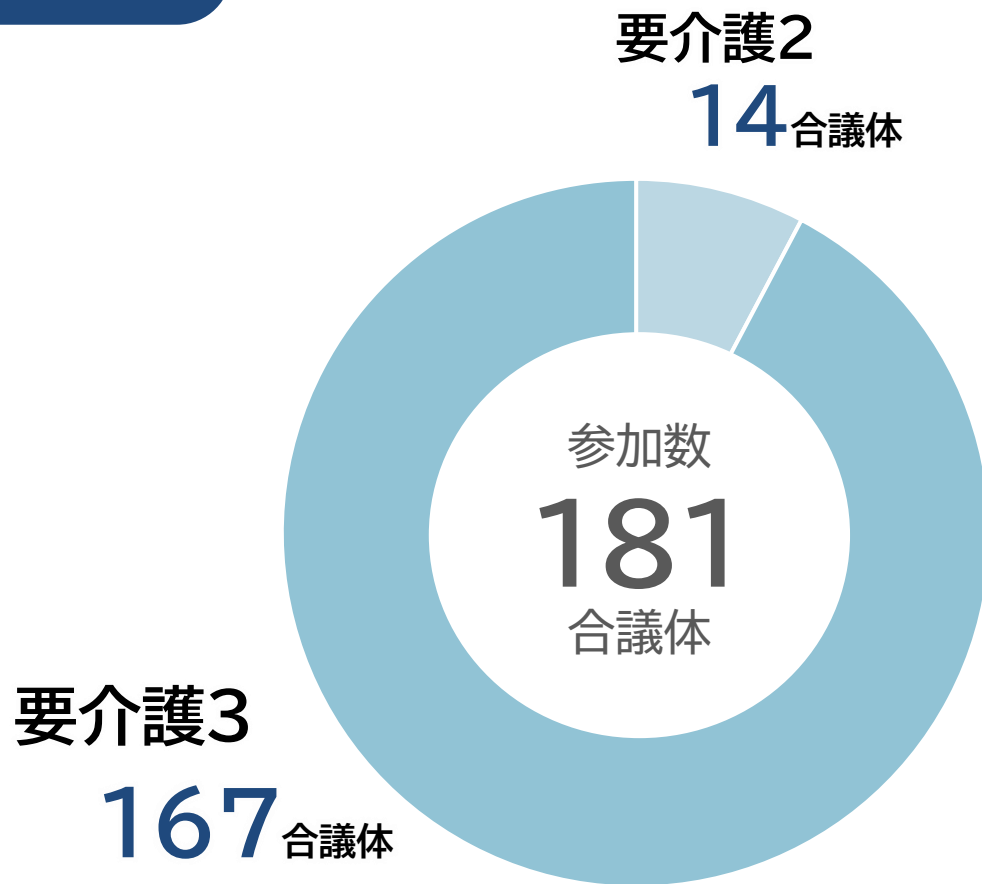
修正後区分	修正後基準時間 (分)	修正項目	合議体数
要介護2	61.2	座位保持・整髪・自分勝手に行動	1
	63.3	座位保持・自分勝手に行動・集団への不適応	2
	64.9	座位保持・自分勝手に行動	7
	67.1	座位保持・上位着脱・自分勝手に行動	1
	67.2	場所の理解・自分勝手に行動・集団への不適応	1
	68.9	集団への不適応	1
要介護3	71.3	上位着脱・ズボン着脱・集団不適応	1
	71.5	自分勝手に行動	2
	86.6	被害的・集団への不適応	1
要介護状態区分 未確定	通常の審査判定でも、 基準時間の再計算は 行っていない	集団への不適応	1

検討の結果項目を修正した理由

18合議体

項目	理由	選択肢
1-5 座位保持	・普段の様子の記載がないが、1-3～1-9の状況から判断。 ・2-1,2の記載から、能力的には問題ないと判断し「できる」に修正。 ・2-5,6で見守りや介助がないため、座位保持はできると推定される。 ・主治医意見書(5)身体の状態に所見(痛み等)がなく、支えは必要なしと判断。 ・警告コード04により、選択項目が不整合と思われ「できる」に修正。	できる
2-9 整髪	・「短髪で整髪は必要ない」の記載と、他項目の状況から全介助は不整合。	一部介助
2-10 上衣の着脱	・自発的に着替えないため、介護者が服を構える介助が適切。	一部介助
	・認知症高齢者で自発的に着替えないなら「確認」「指示」「声かけ等」が適切。	見守り等
2-11 ズボン等の着脱	・認知症高齢者で自発的に着替えないなら「確認」「指示」「声かけ等」が適切。	見守り等
3-7 場所の理解	・「自宅ではない」と理解しているため、場所の理解はできていると判断。	できる
4-1 被害的	・被害的に記載がないが、急に怒り叫ぶことから「あり」とした。	ある
4-14 自分勝手に行動する	・4-3,6,11の状況で、週1～2回、怒り出す、大声で叫び物を投げる等の、周囲の状況に合致しない自分勝手な行動や言動が現れている。 ・警告コード46により、選択項目が不整合と思われ「ある」に修正。	ある
5-4 集団への不適応	・4-3,6,11の状況で、周囲の状況に合致しない行動が現れている	ある

二次判定結果



二次判定で「要介護2」とした理由

14合議体

アルコール性認知症であるが、介護老人保健施設に入所中という状況からアルコールの摂取の可能性は低いと予測される。4群の行動により、多少の介助は要するも、身体機能は維持されておりADLは概ね自立していることから、要介護2とする。

1群、2群の状況から、ADLはほぼ自立している。易怒性で週1～2回程度の行動はあるが、職員が宥める等の対応をすると普段通りに戻っており、集団生活上で大きな問題行動となっていない。

認知症加算20分が付いているが、それほど介護の手間がかかっていないと考えられるため、要介護2の区分に軽度変更する。

二次判定で「要介護3」とした理由

167 合議体

介護の手間は大きいと考えられるが、既に一次判定で認知症加算20分が付き、要介護2→要介護3であり、新たに勘案する必要はないため、重度変更はなし。

4-3の特記等から介護の手間が発生していると判断するが、基準時間が71.5分であり、要介護4となる基準時間である90分を超えるほどの手間ではないと思われることから1次判定どおりとする。

3-9週3～4回、自室を忘れ戻れないため部屋まで職員が連れて行く。4-10収集癖で週1～2回ポケットやタンス等を職員が確認し処分等の手間がある。

起居動作・日常生活動作は概ね自分で行え、排泄も介助されていないため、ADLの状況では要介護1程度と考える。しかし、短期記憶障害、感情失禁、易怒性、暴言等のBPSDで、他者とのトラブルがあり、認知症加算により一次判定が介護度2→3となっているため要介護3が妥当

アルコール性認知症で感情コントロールが難しく、4-3、意見書、概況の状況のため、精神科でリスペリドンを使ったコントロールが必要。また、家族に暴力をふるっていることから施設入所後も、暴力をふるう可能性がある。他利用者とのトラブルになりかねない状況で、職員が適宜対応する必要がある、介護老人保健施設で、職員見守りのもと生活している。

2-10で、職員が衣類を渡している点において手間がかかっているが、基準時間や介護度を上げるほどではない。

認定有効期間の検討

6か月	12か月	24か月	36か月	48か月	(合議体数)
0	16	22	133	10	

特に修正する項目はないと意見あり。
前回から介護度が変わっているため、有効期間は12か月でよいのではないか。

有効期間については、前回の結果と同じ介護であることから最長の48か月を選択。
有効期間が短いと、申請、調査、意見書等、手間も時間も再度かかることになる。
可能な限り有効期間を長くし、見直しが必要な人に改めて申請してもらうほうがよいと意見あり。

○認定の有効期間

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.29)

現在の状況がどの程度続くかという判断に基づき、認定有効期間を原則より**短く**、または**長く**することができる。

※更新申請における原則の認定有効期間は12か月。

必要な療養についての意見

精神科領域になるため、介護施設ではなく、アルコール依存症対応の病院へ入院したほうがよい。

今後状態が回復する見込み少なく、特別養護老人ホームへの入所を考慮した。

要介護3とした場合、特養入所も視野に入るが、感情失禁が主訴ならばこのまま老健入所で良いかと考える。

主治医意見書に対する意見

意見書の記載は、良くまとめられていて読みやすく、何が問題なのかわかりやすかった。

医師より意見。アルコール性認知症でも具体的な診断名の記載の方が良い（レビー小体型認知症等）。

主治医コメントが過去の記載が多く現在についての記載がない。認知機能検査の有無の記載がない

病名は従前の病名のみの記載のため、直近の病名を確認したい。

対象者の問題行動はアルコールに起因するものだけなのか。

その他の意見

調査時の状況は記載があるが、日頃の状況についての記載がない。

施設職員の介護の手間について、もう少し具体的な記載がほしい

「施設職員がうまくなだめて対応」が、「決まった職員でないとだめ」などの情報もあると良い。

施設入所後もアルコールを継続摂取しているか不明瞭。分かればもう少し議論がしやすい。

妻以外の家族関係のわかる情報がほしい。（施設以外の選択肢など見当はできないのか。）

「引き続き入所を希望」は、誰が希望しているのか分からない。申請理由も重要なため記載がほしい。

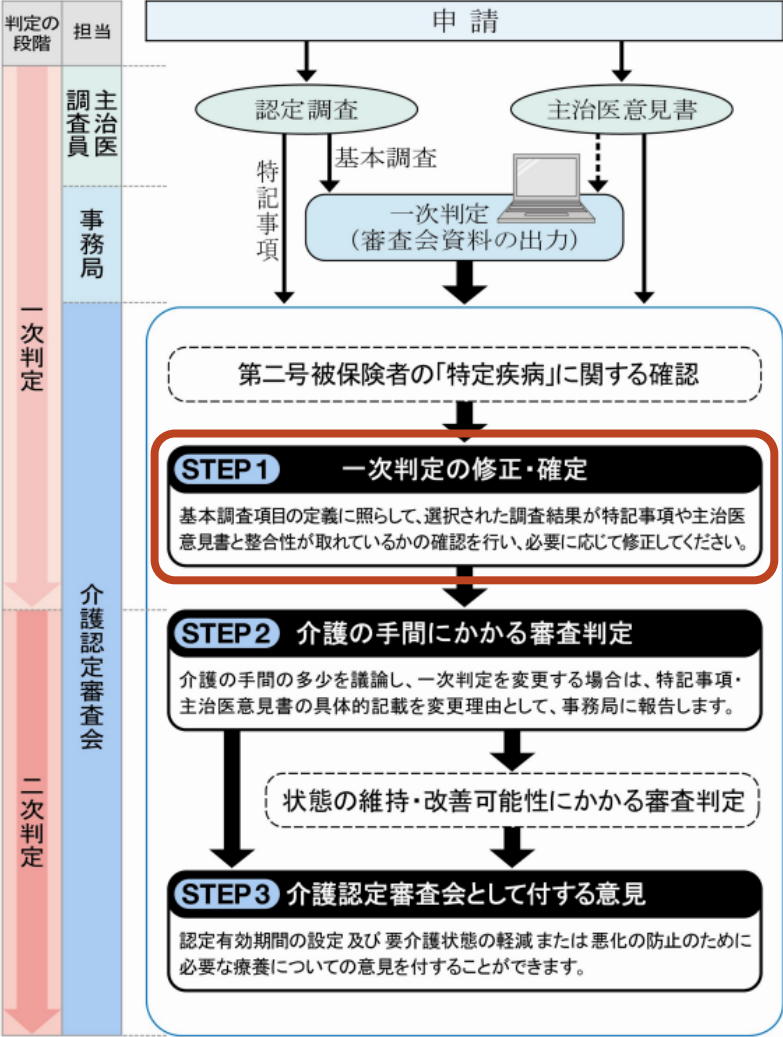
事例考察 I



00 模擬判定の目的

01 模擬判定の結果

02 模擬判定の考察

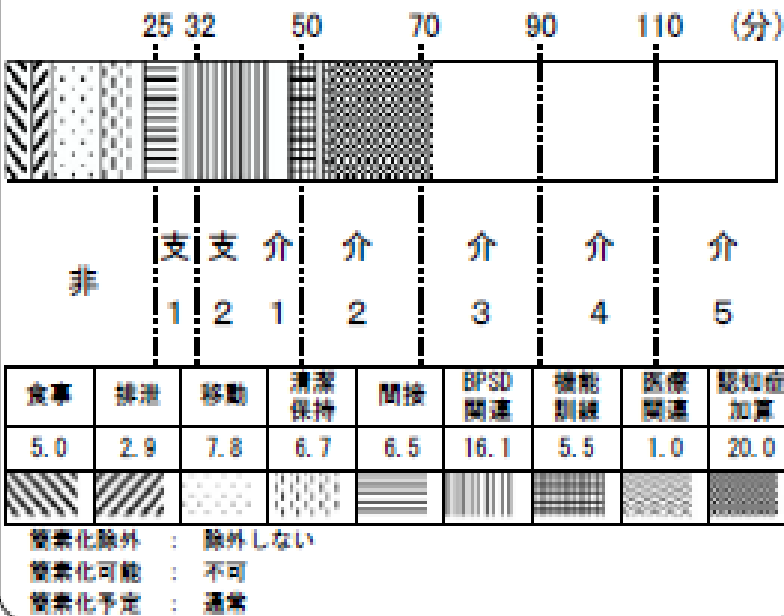


1 一次判定等

(この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



警告コード : 04, 46

＜介護認定審査会資料で示される一次判定結果＞

一次判定
未確定

認定調査員による
基本調査案をもとに算出



一次判定 確定

基本調査項目の選択の 適切性を**確認・承認**

一次判定修正・確定のプロセスを省略することは適切ではない

一次判定結果が、基本調査項目の定義や特記事項、主治医意見書と整合性が取れているか確認を行い、必要に応じて修正し確定する。

○議論のポイント

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.17-19)

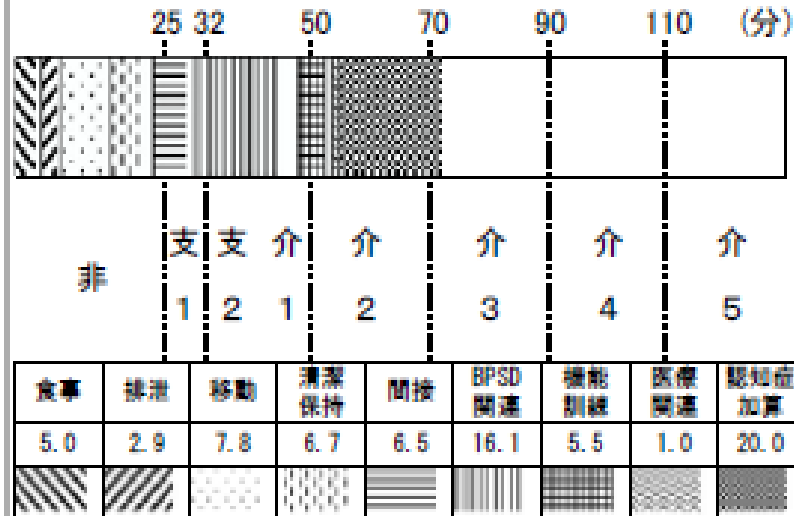
1. 調査上のミス (定義と特記事項の不整合)
2. 日頃の状況と異なる場合 (能力で評価する調査項目・麻痺拘縮の有無)
3. より頻回な状況で選択している場合 (介助の方法で評価する調査項目)
4. 「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する調査項目 (介助の方法で評価する調査項目)
5. 認定調査員が選択に迷った項目の確認
6. 特別な医療の確認
7. 障害／認知症高齢者の日常生活自立度の確認

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.44,45)

1 一次判定等

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



簡素化除外 : 除外しない
簡素化可能 : 不可
簡素化予定 : 通常

警告コード : 04, 46

○警告コード

一次判定ソフトに認定調査結果が入力された際異なる2つの調査項目において同時に出現することが不自然であると思われる「まれな組み合わせ」があった場合に入力上のミスがないかどうかを確認するために介護認定審査会資料に表示されるもの



不自然な組み合わせを
二次判定前に確認することが重要

■ 4. 警告コード

警告コードとは、一次判定ソフトに認定調査結果が入力された際、異なる2つの調査項目において、同時に出現することが不自然であると思われる、1つまたは組み合わせがまった場合に、入力上のミスがないかどうかを確認するために、介護認定審査会資料に表示されるものです。

ただし、警告コードが表示されない場合でも、高齢者の状態として不自然な組み合わせは発生しえます。不自然な組み合わせが残ったまま二次判定を行うと、特部事項からイメージされる状態と一次判定結果が不整合であると感じる場合があります。一見すると不自然な組み合わせでも、実際にありうる組み合わせも存在することから、無味に整合性を取る必要はありませんが、そうした不整合の発生が審査上のポイントとなる場合も多く、常に留意すべきです。

また、この不整合の原因となる不自然な組み合わせの内容をよく吟味せずに二次判定で整合性をとるといった手続きを行うと、一次判定ソフトの導出する結欠はおかしいとの誤解を招く場合もあります。このように、ソフトに入力する情報である基本調査の選択自体に誤りがあって、それによりソフト自体の信頼性を低下させているといった事例が多く見られます。このような事態の防止のためにも不自然な組み合わせを事前に確認することは重要です。

図表 24 警告コード

警告コード	説明
01	「1-3 寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「1-10 洗身」が「1.介助されていない」
02	「1-4 起き上がり」が「3.できない」にもかかわらず、「1-8 立ち上がり」が「1.できる」
03	「1-4 起き上がり」が「3.できない」にもかかわらず、「1-10 洗身」が「1.介助されていない」
04	「1-5 座位保持」が「3.できない」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
05	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「1-6 両足での立位」が「1.できる」
06	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「1-7 歩行」が「1.できる」
07	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「1-8 立ち上がり」が「1.できる」
08	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
09	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「1-10 洗身」が「1.介助されていない」
10	「1-6 両足での立位」が「3.できない」にもかかわらず、「1-7 歩行」が「1.できる」
11	「1-6 両足での立位」が「3.できない」にもかかわらず、「1-8 立ち上がり」が「1.できる」
12	「1-6 両足での立位」が「3.できない」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
13	「1-7 歩行」が「1.できる」にもかかわらず、「2-1 移乗」が「4.全介助」
14	「1-7 歩行」が「3.できない」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
15	「2-1 移乗」が「4.全介助」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
16	「1-8 立ち上がり」が「3.できない」にもかかわらず、「1-9 片足での立位」が「1.できる」
17	「2-3 しゃべり」が「3.できない」にもかかわらず、「2-4 食事摂取」が「1.介助されていない」
18	「2-3 しゃべり」が「3.できない」にもかかわらず、「5-1 飲みの内服」が「1.介助されていない」
19	「1-11 つめ切り」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「4-11 物や衣服を脱ぎ」が「3.ある」
20	「5-1 薬の内服」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「4-11 物や衣服を脱ぎ」が「3.ある」
21	「5-2 金銭の管理」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「3-8 徘徊」が「3.ある」

22	「5-2 金銭の管理」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「4-9 一人で出かける」が「3.ある」
23	「5-2 金銭の管理」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「4-10 取捨選択」が「3.ある」
24	「5-2 金銭の管理」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「4-11 物や衣服を脱ぎ」が「3.ある」
25	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「3-1 意思の伝達」が「1.できる」
26	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「3-1 意思の伝達」が「1.できる」
27	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「第3群の「3-2 毎日の入浴を理解」「3-3 4年7月7をいう」「3-4 短期記憶」「3-5 自分の名前をいう」「3-6 今の季節を理解」「3-7 場所の理解」の6項目がいずれも「1.できる」
28	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「第3群の「3-2 毎日の入浴を理解」「3-3 4年7月7をいう」「3-4 短期記憶」「3-5 自分の名前をいう」「3-6 今の季節を理解」「3-7 場所の理解」の6項目がいずれも「1.できる」
29	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「5-3 日常の意思決定」が「1.できる」
30	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「5-3 日常の意思決定」が「1.できる」
31	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-6 排便」が「1.介助されていない」
32	「3-1 意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「5-3 日常の意思決定」が「1.できる」
33	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-5 排泄」が「1.介助されていない」
34	「1-13 聴力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-2 移動」が「1.介助されていない」
35	「4-11 物や衣服を脱ぎ」が「3.ある」にもかかわらず、「5-3 日常の意思決定」が「1.できる」
36	「3-5 自分の名前をいう」が「2.できない」にもかかわらず、「5-3 日常の意思決定」が「1.できる」
37	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-6 排便」が「1.介助されていない」
38	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-5 排泄」が「1.介助されていない」
39	「1-12 視力」が「5.判断不能」にもかかわらず、「2-2 移動」が「1.介助されていない」
40	「1-5 座位保持」が「4.できない」にもかかわらず、「5-5 買い物」が「1.介助されていない」
41	「2-8 洗頭」が「3.全介助」にもかかわらず、「5-6 簡単な調理」が「1.介助されていない」
42	「2-9 整髪」が「3.全介助」にもかかわらず、「5-6 簡単な調理」が「1.介助されていない」
43	「5-2 金銭の管理」が「3.全介助」にもかかわらず、「5-5 買い物」が「1.介助されていない」
44	「5-3 日常の意思決定」が「4.できない」にもかかわらず、「5-5 買い物」が「1.介助されていない」
45	「3-1 意思の伝達」が「4.できない」にもかかわらず、「5-5 買い物」が「1.介助されていない」
46	「4-11 物や衣服を脱ぎ」が「3.ある」にもかかわらず、「4-14 自分勝手に行動する」が「1.ない」
47	「1-3 寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「1-4 起き上がり」が「1.できる」
48	「1-3 寝返り」が「3.できない」にもかかわらず、「1-8 立ち上がり」が「1.できる」
49	「1-4 起き上がり」が「1.できる」にもかかわらず、「1-5 座位保持」が「4.できない」
50	「1-7 歩行」が「1.できる」にもかかわらず、「2-2 移動」が「4.全介助」
51	「2-1 移乗」が「4.全介助」にもかかわらず、「1-8 立ち上がり」が「1.できる」
52	「1-10 洗身」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「2-8 洗頭」が「3.全介助」
53	「1-10 洗身」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「12-10 上着着脱」が「4.全介助」
54	「1-10 洗身」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「12-11 ブラザー着脱」が「4.全介助」
55	「2-8 洗頭」が「3.全介助」にもかかわらず、「1-11 つめ切り」が「1.介助されていない」
56	「1-11 つめ切り」が「1.介助されていない」にもかかわらず、「1-12 視力」が「5.判断不能」
57	「12-10 上着着脱」が「4.全介助」にもかかわらず、「12-11 ブラザー着脱」が「1.介助されていない」

警告コード一覧(1)

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.44,45)

01	「1-3 寝返り」が「できない」にもかかわらず、 「1-10 洗身」が「介助されていない」	11	「1-6 両足での立位」が「できない」にもかかわらず、 「1-8 立ち上がり」が「できる」
02	「1-4 起き上がり」が「できない」にもかかわらず、 「1-8 立ち上がり」が「できる」	12	「1-6 両足での立位」が「できない」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」
03	「1-4 起き上がり」が「できない」にもかかわらず、 「1-10 洗身」が「介助されていない」	13	「1-7 歩行」が「できる」にもかかわらず、 「2-1 移乗」が「全介助」
04	「1-5 座位保持」が「支えが必要」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」	14	「1-7 歩行」が「できない」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」
05	「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、 「1-6 両足での立位」が「できる」	15	「2-1 移乗」が「全介助」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」
06	「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、 「1-7 歩行」が「できる」	16	「1-8 立ち上がり」が「できない」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」
07	「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、 「1-8 立ち上がり」が「できる」	17	「2-3 えん下」が「できない」にもかかわらず、 「2-4 食事摂取」が「介助されていない」
08	「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、 「1-9 片足での立位」が「できる」	18	「2-3 えん下」が「できない」にもかかわらず、 「5-1 薬の内服」が「介助されていない」
09	「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、 「1-10 洗身」が「介助されていない」	19	「1-11 つめ切り」が「介助されていない」にもかかわらず、 「4-11 物や衣服を壊す」が「ある」
10	「1-6 両足での立位」が「できない」にもかかわらず、 「1-7 歩行」が「できる」	20	「5-1 薬の内服」が「介助されていない」にもかかわらず、 「4-11 物や衣服を壊す」が「ある」

警告コード一覧(2)

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.44,45)

21 「5-2 金銭の管理」が「介助されていない」にもかかわらず、
「3-8 徘徊」が「ある」

22 「5-2 金銭の管理」が「介助されていない」にもかかわらず、
「4-9 一人で出たがる」が「ある」

23 「5-2 金銭の管理」が「介助されていない」にもかかわらず、
「4-10 収集癖」が「ある」

24 「5-2 金銭の管理」が「介助されていない」にもかかわらず、
「4-11 物や衣服を壊す」が「ある」

25 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「3-1 意思の伝達」が「できる」

26 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「3-1 意思の伝達」が「できる」

27 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「3-2 毎日の日課を理解」「3-3 生年月日」
「3-4 短期記憶」「3-5 自分の名前」「3-6 今の季節」
「3-7 場所の理解」がいずれも「できる」

28 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「3-2 毎日の日課を理解」「3-3 生年月日」
「3-4 短期記憶」「3-5 自分の名前」「3-6 今の季節」
「3-7 場所の理解」がいずれも「できる」

29 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「5-3 日常の意思決定」が「できる」

30 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「5-3 日常の意思決定」が「できる」

31 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-6 排便」が「介助されていない」

32 「3-1 意思の伝達」が「できない」にもかかわらず、
「5-3 日常の意思決定」が「できる」

33 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-5 排尿」が「介助されていない」

34 「1-13 聴力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-2 移動」が「介助されていない」

35 「4-11 物や衣服を壊す」が「ある」にもかかわらず、
「5-3 日常の意思決定」が「できる」

36 「3-5 自分の名前を言う」が「できない」にもかかわらず、
「5-3 日常の意思決定」が「できる」

37 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-6 排便」が「介助されていない」

38 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-5 排尿」が「介助されていない」

警告コード一覧(3)

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.44,45)

39 「1-12 視力」が「判断不能」にもかかわらず、
「2-2 移動」が「1.介助されていない」

40 「1-5 座位保持」が「できない」にもかかわらず、
「5-5 買い物」が「介助されていない」

41 「2-8 洗顔」が「全介助」にもかかわらず、
「5-6 簡単な調理」が「介助されていない」

42 「2-9 整髪」が「全介助」にもかかわらず、
「5-6 簡単な調理」が「介助されていない」

43 「5-2 金銭の管理」が「全介助」にもかかわらず、
「5-5 買い物」が「介助されていない」

44 「5-3 日常の意思決定」が「できない」にもかかわらず、
「5-5 買い物」が「介助されていない」

45 「3-1 意思の伝達」が「できない」にもかかわらず、
「5-5 買い物」が「介助されていない」

46 「4-11 物や衣服を壊す」が「ある」にもかかわらず、
「4-14 自分勝手に行動する」が「ない」

47 「1-3 寝返り」が「できない」にもかかわらず、
「1-4 起き上がり」が「できる」

48 「1-3 寝返り」が「できない」にもかかわらず、
「1-8 立ち上がり」が「できる」

49 「1-4 起き上がり」が「できる」にもかかわらず、
「1-5 座位保持」が「できない」

50 「1-7 歩行」が「できる」にもかかわらず、
「2-2 移動」が「全介助」

51 「2-1 移乗」が「全介助」にもかかわらず、
「1-8 立ち上がり」が「できる」

52 「1-10 洗身」が「介助されていない」にもかかわらず、
「2-8 洗顔」が「全介助」

53 「1-10 洗身」が「介助されていない」にもかかわらず、
「2-10 上衣着脱」が「全介助」

54 「1-10 洗身」が「介助されていない」にもかかわらず、
「2-11 ズボン着脱」が「全介助」

55 「2-8 洗顔」が「全介助」にもかかわらず、
「1-11 つめ切り」が「介助されていない」

56 「1-11 つめ切り」が「介助されていない」にもかかわらず、
「1-12 視力」が「判断不能」

57 「2-10 上衣着脱」が「全介助」にもかかわらず、
「2-11 ズボン着脱」が「介助されていない」

警告コードが表示された場合

- 2つの調査項目において、不自然な内容や原因を確認



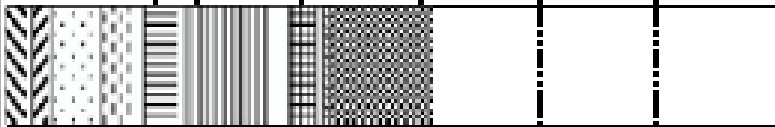
- 確認の結果、不整合と考えられ、基本調査の選択が誤りの場合は「一次判定の修正・確認」のプロセスに則り選択肢を修正する。

※ 一見すると不自然な組み合わせでも、実際にありうる組み合わせも存在する。
不整合の原因や内容をよく吟味せずに、二次判定で整合性をとるのは誤りとなる。

1 一次判定等

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分

25 32 50 70 90 110 (分)								
								
非	支	支	介	介	介	介	介	介
	1	2	1	2	3	4	5	
食事	排泄	移動	清潔保持	間接	BPSD関連	機能訓練	医療関連	認知症加算
5.0	2.9	7.8	6.7	6.5	16.1	5.5	1.0	20.0
簡素化除外 : 除外しない 簡素化可能 : 不可 簡素化予定 : 通常								

警告コード : 04, 46



警告コードの一覧より
不自然な項目を確認

警告コード : 04, 46

警告コード「04」

04

「1-5 座位保持」が「3.支えが必要」にもかかわらず、
「1-9 片足での立位」が「1.できる」



警告コード「04」

04

「1-5 座位保持」が「3.支えが必要」にもかかわらず
「1-9 片足での立位」が「1.できる」

特記事項

第1群 身体機能・起居動作		
5. 座位保持 (能力)	支えてもらえれば できる	調査時、椅子の背もたれに寄りかかっていた。
9. 片足での立位 (能力)	支えなしでできる	調査時、つかまらないで1秒程度の片足立位ができた。

※「6. 両足での立位」に記載

第1群 身体機能・起居動作

5. 座位保持 (能力)	支えてもらえれば できる	<u>調査時</u> 、椅子の背もたれに寄りかかっていた。
9. 片足での立位 (能力)	支えなしでできる	<u>調査時</u> 、つかまらないうで1秒程度の片足立位ができた。

能力で評価する調査項目

調査項目ごとに定められた「**確認動作**」の試行と、
「**日頃の状況(能力)**」の聞き取りの2つにより調査を行う。

試行

日頃の
状況

「日頃の状況」に対する考え方

- ・ 調査項目の「定義」・「留意点」、「選択の根拠」を確認する。
- ・ 日頃の生活(日中は居室のソファーにもたれて過ごしている等)
ではなく、「**日頃的能力**」を評価する。

日頃の状況 ≠ 日頃の生活の様子

日頃の状況 = 日頃の**確認動作の「能力」**

確認のポイント

- ・ 食事摂取時、排便時、洗身時、爪切り時などの姿勢も含めて、
日頃の10分間の「**座位の能力**」を評価する。



04

「1-5 座位保持」が「3.支えが必要」にもかかわらず
「1-9 片足での立位」が「1.できる」

1-5 座位保持:支えてもらえればできる
調査時、椅子の背もたれに寄りかかる



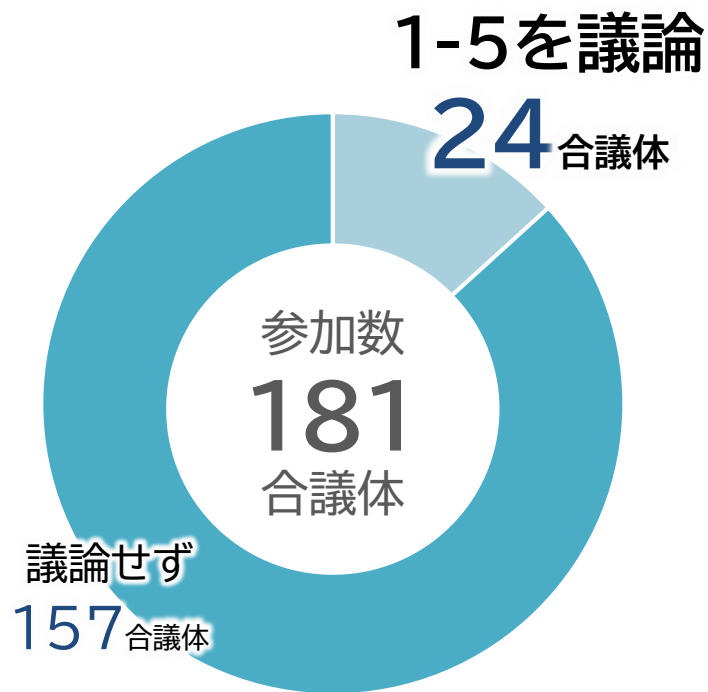
1-9 片足での立位:支えなしでできる
調査時、つかまらないで1秒程度できる



「(楽だから)背もたれに寄りかかる」→「支えが必要」

⇒「座位保持」の能力評価として**不適切**

一次判定の修正・確定の審査判定において、1-5座位保持について議論した**24**合議体。



1-5 座位保持

選択肢「支えてもらえればできる」 → 選択肢の修正せず

検討の結果、選択肢を修正しなかった13合議体

- 「警告コード04」を理由に検討 5合議体
- 他の理由で検討 8合議体

1-5 座位保持 選択肢「支えてもらえればできる」

「警告コード04」を理由に検討し修正しない理由

5 合議体

警告コード04が出ているが、有り得ない組み合わせではないため、調査票どおりとする。

警告コードが出ているが、調査時の状況の記載のみのため、修正する根拠がない。
そのため、調査員の選択通りとした。

警告コード出ているが、本人の状態から妥当な選択である。

1-9との内容に差異があるように感じたが、その他特記事項を鑑み、修正なしとした。

警告コードが出ており、片足での立位ができれば座位保持が支えが必要かという疑問は残るが、調査項目の修正は行わなかった。

1-5 座位保持 選択肢「支えてもらえればできる」

他の理由で検討した結果、修正しない理由

8合議体

立ち上がりや歩行がつかまらないでできる状況からは不自然であるが、「調査時に椅子の背もたれに寄りかかっていた」だけでは選択肢の判断ができない。

調査員の考え、選択肢を選んだ理由等の根拠がなく、日頃背もたれなく、10分以上の座位保持が保てるのかの判断が審査会でできない。

調査時背もたれに寄りかかっていただけでは、座位保持できるかできないかわからないが、それ以上分からないので修正できない。

背もたれがなくても座位保持できる可能性があるが、推測の域を出ないため。

「背もたれなし」または、「自分で支えれば」10分座位保持できるのかが不明なため修正せず。

日頃の様子の記事が無く迷ったが、調査員に確認できないため修正しない。

自分で支えれば保持できる可能性はなかったかは不明のため修正なし。

調査を行う際は、実際の能力がどうなのかを確認する必要があるとの意見がでたが、それ以上の議論にはならなかった。

1-5 座位保持

選択肢「支えてもらえればできる」 → 「できる」に修正

検討の結果、選択肢を修正した11合議体

- 「警告コード04」で検討 2合議体
- 他の理由で検討 9合議体

1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」 → 「できる」に修正

「警告コード04」を理由に検討し、修正した理由

2 合議体

警告コード04により選択項目が不整合と思われるため、座位保持を「できる」に修正

警告コードに着目し、1次判定の修正行われていた。座位保持について、習慣的に背もたれに寄りかかっているのか、能力的な問題で背もたれを必要としているのか不明瞭と指摘あり。その他1群の状況や、2-1・2の記載から、能力的には問題ないと判断され、「できる」に修正。

1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」 → 「できる」に修正

他の理由で検討した結果、修正した理由

9 合議体

「調査時、椅子の背もたれに寄りかかっていた」では、背もたれがない状態での座位が保持できるのか不明だが、寝返り・起き上がり・歩行・食事ができる為、1-5座位保持だけ「支えてもらえればできる」が不自然と考える修正。

特記事項では「調査時、椅子の背もたれに寄りかかっていた」との記載だが、日頃の状況の記載が無い。1-3～1-9の状況を踏まえて修正した。

「調査時のみの記載で、普段の様子が書かれていないが、1群の状況から判断

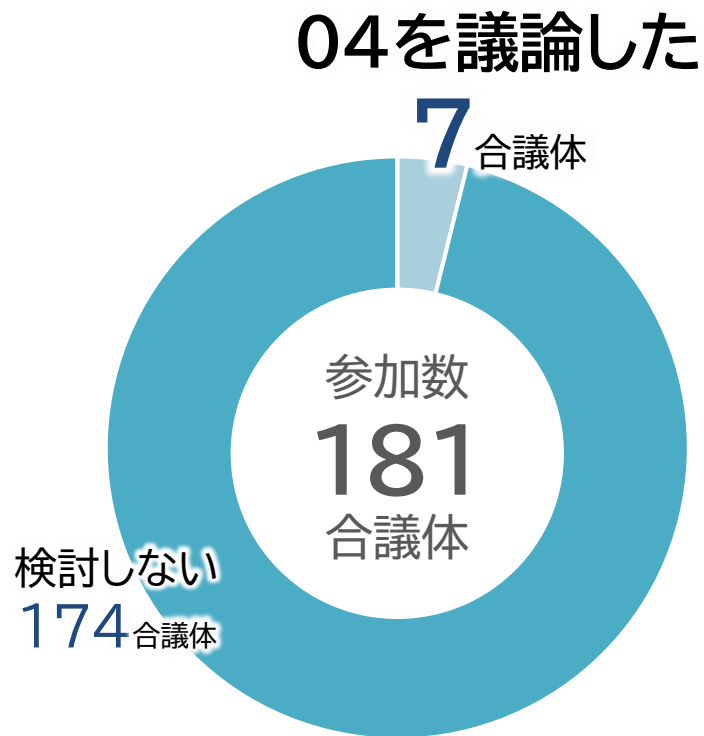
調査時の様子で「支えが必要」とあるが、座位保持が可能か実施・聞き取りをした記載が無く、1-3～1-9はできていたため。

特記事項2-5,2-6に「1.介助されていない」が選択されており、見守りも行われていないことから、座位保持は「1.できる」と推定されるため。

主治医意見書(5) 身体の状態に所見がない。痛みがなく支えは必要なしと判断。

調査時、背もたれに寄りかかっていたが、他の項目のADLは自立しているため、能力的には座位保持は支えないでできると判断。

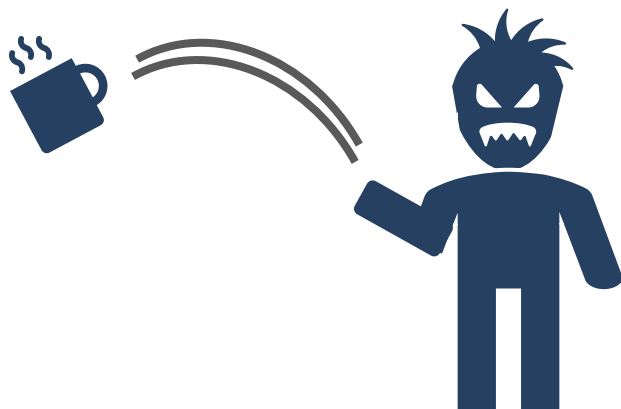
一次判定の修正・確定の審査判定において、警告コード04について議論した7合議体。



警告コード「46」

46

「4-11物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、
「4-14自分勝手に行動する」が「1.ない」



警告コード「46」

46	「4-11物や衣類を壊す」が「3.ある」にもかかわらず、 「4-14自分勝手に行動する」が「1.ない」
----	--

特記事項

第4群 精神・行動障害（有無）		
11. 物や衣類を壊す	ある	週1～2回程度、烈火のごとく怒り出す。きっかけは、他の利用者が体に触れたり、何のきっかけもなく隣の席の利用者にキレるなど様々で、非常に大きな声を出して「なんだとてめえ!ばかにするんじゃない!ぶっ殺してやる!」等を大声で叫び、 <u>周囲の物をとって投げる</u> こともある。職員がなだめる等の対応をするが、しばらくすると忘れて普段通りに戻る。
※「3. 感情が不安定」に記載		
14. 自分勝手に行動する	ない	—

有無で評価する調査項目(BPSD関連)

(介護認定審査会委員テキスト2009改訂版 p.10)

BPSD関連

(3つを総称して「BPSD関連」と整理)

第3群

3-8徘徊
3-9外出すると戻れない

第4群

精神・行動障害

第5群

5-4集団への不適応

有無で評価する調査項目(BPSD関連)

(認定調査員テキスト2009改訂版 p.15)

BPSD …… 認知症に伴う行動・心理状態

(Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia)

BPSD関連 …… 認知症に限定されていない

第4群の「精神・行動障害」のすべての項目

第3群の「3-8 徘徊」「3-9 外出すると戻れない」

第5群の「5-4 集団への不適応」

原因疾患は限定されていない

第4群 精神・行動障害

- 社会生活上、**場面や目的からみて不適當**な行動の頻度を評価

実際の対応や介護の手間とは関係なく選択されるため、
対象者への対応や介護の手間の状況については、
特記事項に頻度とともに記載し、
介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことが重要。

有無で評価する調査項目の特記事項(BPSD関連項目)

(厚生労働省 令和元年度認定調査員能力向上研修会資料から作成)

申請者に観察された特定の行動が、
調査項目上、複数項目にまたがる場合

該当する**すべての項目を選択**する

4-6大声を出す

4-5同じ話をする

4-2作話

例) 大声で しつこく同じ 作り話を 繰り返す。

4-2 作話



4-6 大声をだす

4-5 同じ話をする

定義

4-14 自分勝手に行動する

- ・ 明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすること
- ・ 場面や目的からみて不適当な行動があるかどうかで選択

特記事項

第4群 精神・行動障害（有無）

3. 感情が不安定

週1～2回程度、烈火のごとく怒り出す。

6. 大声を出す

きっかけは、他の利用者が体に触れたり、何のきっかけもなく

11. 物や衣類を壊す

隣の席の利用者にキれるなど様々で、非常に大きな声を出して

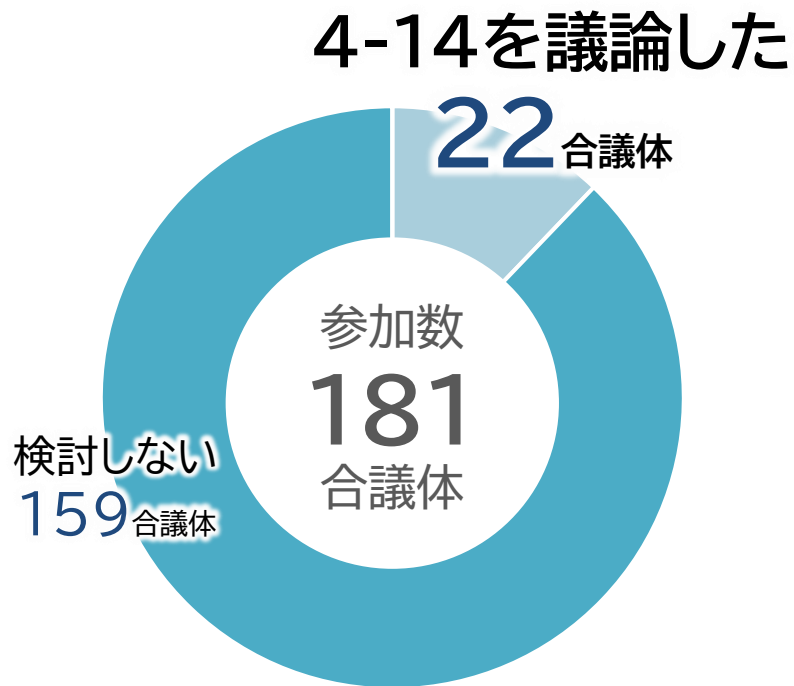
14. 自分勝手に行動する

周囲の物をとって投げることもある。

職員がなだめる等の対応をするが、しばらくすると忘れて普段通りに戻る。

⇒「自分勝手に行動する」が評価されていない

一次判定の修正・確定の審査判定において、4-14自分勝手に行動するについて議論した**22**合議体。



4-14 自分勝手に行動する

選択肢「ない」 → 選択肢を修正せず

検討の結果、選択肢を修正しなかった6合議体

- 「警告コード46」を理由に検討 4合議体
- 他の理由で検討 2合議体

4-14 自分勝手に行動する 選択肢「ない」

「警告コード46」を理由に検討し、修正しない理由

4 合議体

警告コード46（4-11が「ある」にもかかわらず、4-14が「ない」）が出ているが、有り得ない組み合わせではないため、調査票どおりとする。

警告コード46に該当するが、ものを投げるのは怒った時であって、自分勝手な行動の定義には合致しないと判断。

エラーコード46がでているが「ある」を選択しても判定は変わらないとした。

警告コード出ているが、本人の状態から妥当な選択である。

4-14 自分勝手に行動する 選択肢「ない」

他の理由で検討した結果、修正しない理由

2 合議体

4-11との内容に差異があるように感じるが、概況より、日常的に自分勝手な行動を起こすということではないだろうということで、修正なしとした。

物を壊す行為はあるが、抗精神薬が処方されているため、自分勝手な行動がないこともあると思われるから、「ない」でよい。

4-14 自分勝手に行動する

選択肢「ない」 → 「ある」に修正

検討の結果、選択肢を修正した16合議体

- 「警告コード46」を理由に検討 3合議体
- 他の理由で検討 13合議体

4-14 自分勝手に行動する 「ない」 → 「ある」に修正

警告コード46で検討した結果、修正した理由

3 合議体

警告コードに着目し、4-3から、職員が対応しているものの、何度も物を投げる問題行動を繰り返している状況から「ある」に修正。

警告コード46により選択項目が不整合と思われるため、自分勝手に行動するを「ある」に修正

警告コード46が表示されていることより、4-14が該当してもよいと判断した。

4-14 自分勝手に行動する 「ない」 → 「ある」に修正

他の理由で検討した結果、修正した理由

13 合議体

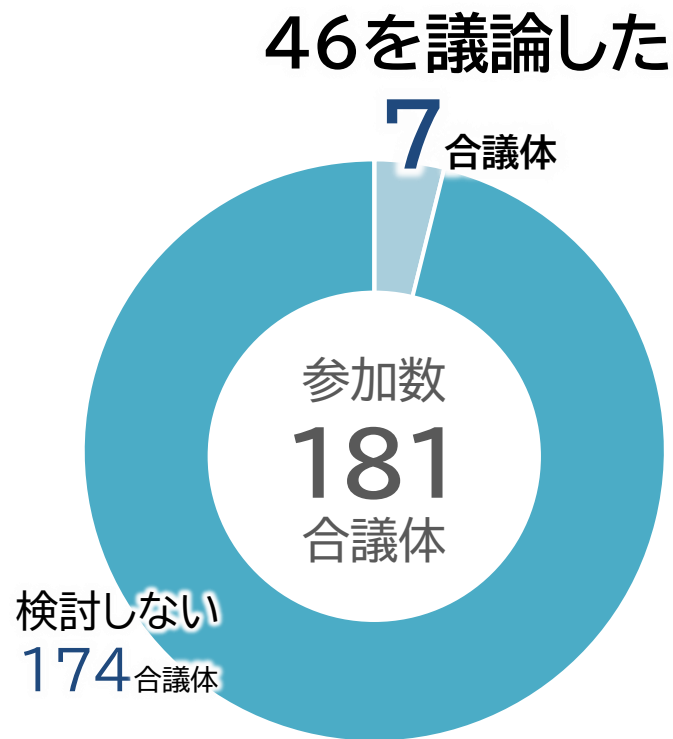
4-3の状況（何のきっかけもなく怒る、物を投げる）から、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動や言動がみられるため「ある」に修正。

4-3,4-11の状態より、自分勝手な行動に該当すると判断し「ある」に修正。

4-10（トイレトペーパーや広告チラシ等をちぎってポケット等に入れ、タンスに溜めている）の状態から、自分勝手な行動が「ある」とする。

4-3、4-6、4-11の所見があれば、4-14があると判断。

一次判定の修正・確定の審査判定において、警告コード46について議論した7合議体。

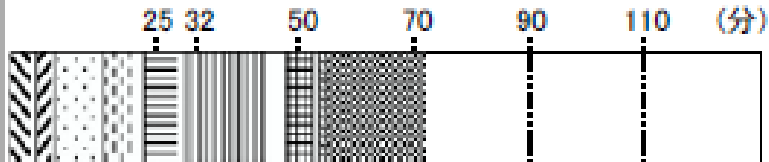


参加した181合議体のうち警告コードを検討した合議体

1 一次判定等

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



非 支 支 介 介 介 介 介
1 2 1 2 3 4 5

食事	排泄	移動	清潔保持	間接	BPSD関連	機能訓練	医療関連	認知症加算
5.0	2.9	7.8	6.7	6.5	16.1	5.5	1.0	20.0

簡素化除外 : 除外しない
簡素化可能 : 不可
簡素化予定 : 通常

警告コード : 04, 46

警告コード 04

→ 22合議体が検討

(うち選択肢を修正: 16合議体)

警告コード 46

→ 7合議体が検討

(うち選択肢を修正: 3合議体)

各項目の定義に基づき**選択肢を変更**した場合

一次判定を修正



要介護認定等基準時間を再計算



一次判定結果を確定

1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」

4-14 自分勝手に行動する 「ない」



「できる」
「ある」



一次判定結果

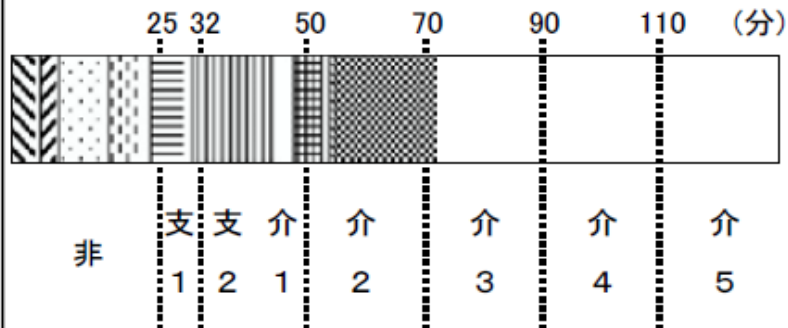
5.座位保持

支えが必要

14.自分勝手に行動する

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



一次判定ソフトで再計算

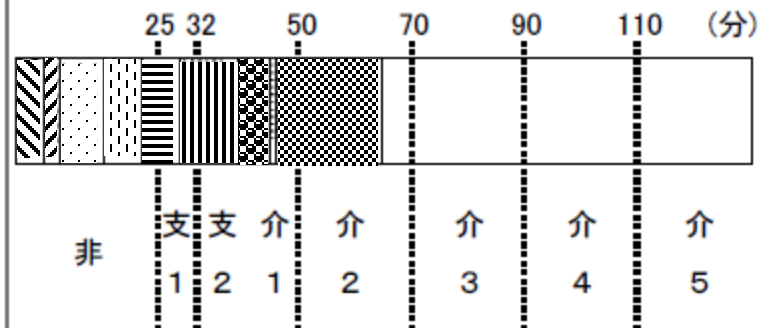
5.座位保持

できる

14.自分勝手に行動する

一次判定結果 要介護2 → 要介護2

要介護認定等基準時間 : 45.9分 + 19.0分 = **64.9分**



1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」

4-14 自分勝手に行動する 「ない」



「できる」
「ある」



一次判定結果

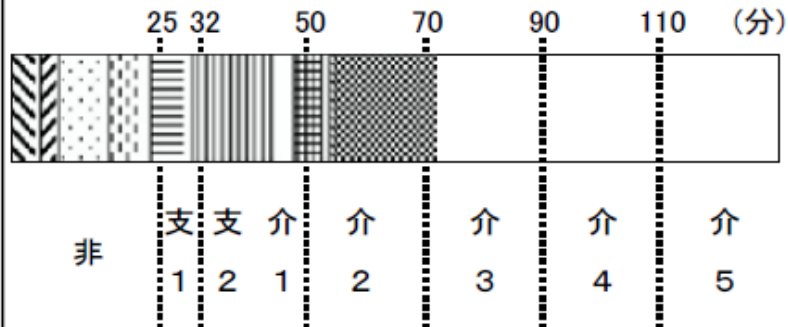
5.座位保持

支えが必要

14.自分勝手に行動する

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



一次判定ソフトで再計算

5.座位保持

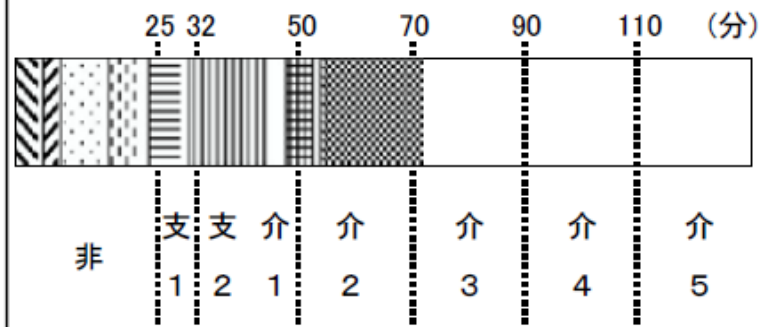
支えが必要

14.自分勝手に行動する

ある

一次判定結果 要介護2 → **要介護3**

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = **71.5分**



1-5 座位保持 「支えてもらえればできる」

4-14 自分勝手に行動する 「ない」



「できる」
「ある」



一次判定結果

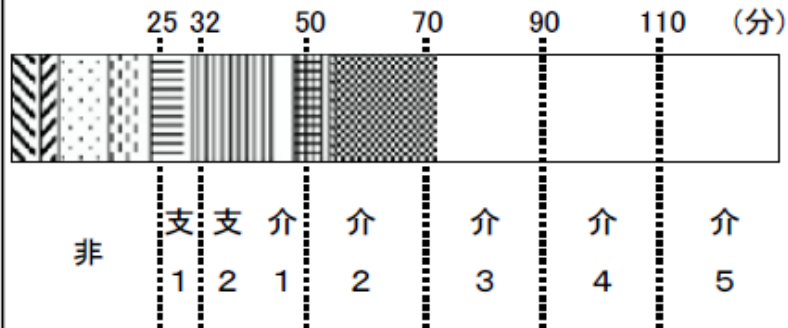
5.座位保持

支えが必要

14.自分勝手に行動する

一次判定結果 : 要介護2 → 要介護3

要介護認定等基準時間 : 51.5分 + 20.0分 = 71.5分



一次判定ソフトで再計算

5.座位保持

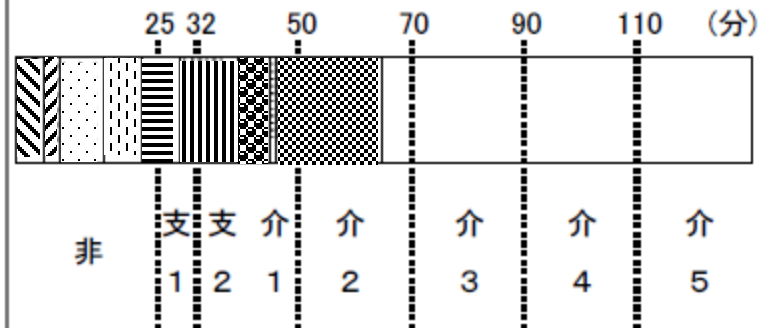
できる

14.自分勝手に行動する

ある

一次判定結果 要介護2 → 要介護2

要介護認定等基準時間 : 45.9分 + 19.0分 = **64.9分**



2つの調査項目において不自然な組み合わせ

各項目の定義に基づき**選択肢の変更を検討**



一次判定結果



一次判定ソフトで再計算

修正項目	修正後の基準時間(分)	要介護状態区分
1-5 ・ 4-14	64.9	要介護2
1-5 ・ 4-14	71.5	要介護3
1-5 ・ 4-14	64.9	要介護2

警告コードが表示された場合は、確認をお願いします

(厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 集計データから作成)

一次判定警告コード別・申請件数集計

コード	警告内容	件数	比率
04	「座位保持:支えが必要」→「片足での立位:できる」	801	0.3%
46	「物や衣類を壊す:ある」→「自分勝手に行動する:ない」	487	0.2%

(令和6年度 埼玉県内保険者計)

事例考察Ⅱ



- 調査時のみで日常生活の状況の記載がない。
結果項目の選択が適切か判断できないので、再調査が必要。

第1群 身体機能・起居動作（能力）

3.寝返り	つかまらないでできる	調査時、何にもつかまらないで寝返りが自力でできた。
4.起き上がり	つかまらないでできる	調査時、何にもつかまらないで自力で起き上がることができた。
5. 座位保持	支えてもらえればできる	調査時、椅子の背もたれに寄りかかっていた。
6. 両足での立位	支えなしでできる	1-6～1-9。調査時、つかまらないで10秒程度の両足立位、5mの継続歩行、立ち上がり、1秒程度の片足立位ができた。
7. 歩行	つかまらないでできる	
8. 立ち上がり	つかまらないでできる	
9. 片足での立位	支えなしでできる	

「1-5 座位保持」を検討の結果、修正しない理由

立ち上がりや歩行がつかまらないでできる状況からは不自然であるが、「調査時に椅子の背もたれに寄りかかっていた」だけでは選択肢の判断ができない。

警告コードが出ているが、調査時の状況の記載のみのため、修正する根拠がない。
そのため、調査員の選択通りとした。

日頃の様子の記載が無く迷ったが、調査員に確認できないため修正しない。

調査を行う際は、実際の能力を確認する必要があるとの意見が出たが、それ以上の議論にはならなかった。

- 調査時のみで日頃の状況（能力）の状況の記載がない。
- 結果項目の選択が適切か判断できない。

能力で評価する調査項目

調査項目ごとに定められた「**確認動作**」の試行と、
「**日頃の状況(能力)**」の聞き取りの2つにより調査を行う。

試行

日頃の
状況

能力で評価する調査項目は「日頃の状況(能力)」の記載がないと
適切な審査判定が困難



審査を中止
再調査を要請することができる

- 3-7場所の理解について、三択で質問しているが、
「自宅か／自宅以外か」の二択でも良いのではないか。

3-7場所の理解



自宅



施設



病院

「能力」の調査項目 3-7 場所の理解

(認定調査員テキスト2009改訂版 p.109)

定義

自分がいる場所を答える能力を評価する項目である。
「ここはどこですか」という質問に答えることである。

調査上の留意点

- 所在地や施設名をたずねる質問ではない。
- 質問に対して「施設」「自宅」などの区別がつけば「できる」を選択する。

× 自宅か自宅でないかの区別

○ 自分がいる場所として「施設」「自宅」等と理解し、
区別しているかの能力を評価

【特記事項の例】（認定調査員テキスト2009改訂版 p.109）

現在、施設に入所中だが、施設に入所していること自体を理解していないため、「できない」を選択する。

能力で評価する調査項目

調査項目ごとに定められた「**確認動作**」の試行と、
「**日頃の状況(能力)**」の聞き取りの2つにより調査を行う。

試行

日頃の
状況

対象者の状況

現在の状況	介護老人保健施設入所中
-------	-------------

特記事項

第3群 認知機能		
7. 場所の理解 (能力)	できない	<u>「自宅、病院、施設」の三択で問うと、「病院」と返答した。</u> <u>日頃も自分が施設にいることは理解していないと、職員より聴取。</u>

⇒「場所の理解」の能力評価として適切